# 契　約　書
# 重要事項説明書
## （訪問看護）

利用者：　　　　　　　　　　　　　　　　様

訪問看護ステーション　Carta（カルタ）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」といいます）と、訪問看護ステーション
Carta（カルタ）（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に行う訪問看護について、
つぎのとおり契約します。

第１条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、健康保険法および介護保険法、自立支援法等の理念に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約期間）

１. この契約の契約期間は＿＿＿＿年＿＿月＿＿日から＿＿＿＿年＿＿月＿＿日までとします。(ただし、介護保険法の適用を受けない方は、契約日より１年とします。)

2. 契約満了の 7 日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。(契約終了を申し出られた場合は、その旨文書にご記入いただきます。)

第３条（訪問看護計画作成・変更）

１. 事業者は、利用者にかかる居宅介護サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の訪問看護計画を作成するものとします。

２. 事業者は、主治医の指示、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」の内容を利用者およびその家族に説明し、その同意を得ることとします。

３. 事業者は、つぎのいずれかに該当する場合には、第１条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。

①利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合

②利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

４. 事業者は、訪問看護計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第４条（主治医との関係）

１. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。

２. 事業者は、主治医に訪問看護計画書および訪問看護報告書を提出し、主治医との

密接な連携を図ります。

第５条（訪問看護サービスの内容）

１．利用者が提供を受ける訪問看護サービスの内容は【契約書別紙】に定めたとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。

２．事業者はサービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画に沿って【契約書別紙】に定めた日程で訪問看護サービスを提供します。

第６条（サービス提供の記録）

１．事業者は、訪問看護サービスの実施毎に、サービス内容等をサービス実施記録簿に記入し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。

２．事業者はサービスの実施記録簿を作成することとし、この契約終了後 5 年間保管します。

３．利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第２項のサービス実施記録簿を閲覧できます。

４．利用者は希望があればいつでも当該利用者に関する第２項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第７条（訪問看護師）

１．利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。

２．事業者は、訪問看護師の交替により利用者およびその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

３．訪問看護師が体調不良等の場合で訪問できなくなった際は、代替人員を人選いたします。

４．事業者は複数名で訪問する場合は、利用者およびその家族の同意を得るものとします。ただし、緊急性やその他の事情により事業者が複数訪問の必要性があると判断した場合はこの限りではありません。複数名で訪問する場合は、訪問担当者と看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等もしくは補助者が訪問するものとします。

第８条（料金）

１．利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月ごとの合計金額を支払います。

２．事業者は、当月料金の請求書に明細を付して、翌月 20 日までに利用者に送付します。

3. 利用者は、居宅において、サービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガ

ス、電気、電話の費用を負担します。

4. 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納があり保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日区役所の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

第９条（サービスの中止）

１．利用者は、事業者に対してサービス実施日の前日午後５時までに通知することにより料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
（緊急時の場合は、この限りではありません。）

２．利用者が、サービス実施日の当日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者に正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第１０条（料金の変更）

１．事業者は利用者に対して、１ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位毎の料金変更（増額または減額）を申し入れることができます。

２．利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

３．利用者がこの料金の変更に承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

第１１条（契約の終了）

１．利用者は事業者に対して、１週間前までに文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は１週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

２．事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、１ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

３．次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業者が破産した場合

４．次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催

告したにもかかわらず、１０日以内に支払われない場合
② 利用者が故意または過失により事業者または従業員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
③ 利用者またはその家族が、治療に関する医師の指示に従うことを拒否し、その医師の指示のもとに行う事業者の訪問看護サービスに対して、協力的でない、もしくはその取り決めやルールに従うことを拒否した場合

５．次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
① 利用者が医療機関に入院、または介護保険施設に入所した場合
② 利用者の要介護認定区分が自立と認定された場合
③ 利用者が死亡した場合

第１２条（秘密保持）

１．事業者、および事業者の使用する者はサービス提供を行う上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

２．事業者は、利用者およびその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議において、情報を共有するために利用者およびその家族の個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意したものとみなします。

第１３条（賠償責任）

１．事業者はサービス提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

２．事業者は事故の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償を免れます。

① 利用者が契約時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
② 利用者がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聞き取り・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合

第１４条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護の提供を行っている時に、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第１５条（身分証携行義務）

サービス提供者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第１６条（連携）

事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第１７条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

# 重要事項説明書

事業者は利用者に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．事業所の概要

（１）　事業目的

３株式会社　が開設する訪問看護ステーション Carta カルタ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者また障がい者および病者に対し、適正な事業の提供を目的とします。

（２）　運営方針

指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者および障がい者・病者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

② 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供します。

④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（３）事業所の概要

【事業者】

松原市上田４丁目１－３５<br>
３株式会社<br>
代表取締役　瀬尾　勝彦

【事業所】

松原市上田４丁目１－３５<br>
訪問看護ステーション　Carta カルタ<br>
（　指定番号　第２７６４８９０５２７号　大阪府　）<br>
管理者　　小澤　靖民

（４）　サービスを提供できる地域

松原市、大阪市、堺市、羽曳野市、藤井寺市、八尾市

＊ 上記地域以外にお住まいの方でも御希望の方はご相談ください。

（５）従業者の職員体制

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

| 職　種 | 資　　格 | 常勤<br>専従 | 常勤<br>兼務 | 非常勤<br>専従 | 非常勤<br>兼務 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 管理者 | 経験のある看護師 | １名 | － | － | － | 看護職員と兼務 |
| 看護職員 | 看護師 | ２名 | － | １名 | － | 常勤兼務の者は管理者と兼務 |
| | 准看護師 | － | － | － | － | |
| 理学療法士 | | － | － | － | ２名 | |
| 作業療法士 | | － | － | － | － | |
| 言語聴覚士 | | － | － | － | － | |
| 事務職員 | | － | － | － | － | |

（６）職務内容

管理者・・・従業者の管理及び訪問看護の御利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。また、従業者に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

看護職員等・・・訪問看護サービスの実施を行います。

（７）営業日及び営業時間

営業日　　月～金　　９：００～１８：００（必要時、土日祝も可能）

但し、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。緊急対応時にはこの限りではない。

（８）当事業所が提供するサービス

①　サービスの提供にあたっては、御利用者の主治医の訪問看護指示書に沿って「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。

②　サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合は、主治医に相談のうえ「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

（９）利用者負担金

①　御利用者からいただく利用者負担金は、医療保険・介護保険の法定利用料に基づいて負担いただきます。

②　保険適用外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部または全部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担になります。

＊介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員からの説明の上で御利用者の同意を得ることとなります。

③　利用者負担金のお支払方法は、御利用月の翌月 10 日までに請求書を発行しますの

で末日までにお支払いください。

＊お支払方法につきましては銀行振込、集金等でお願い致します。尚、御利用者の御名前でお支払いをお願いします。

＜お振込み先＞ 徳島大正銀行　　佐古支店　　普通預金口座：８５９３７３５

口座名義人　　３株式会社　代表取締役　瀬尾勝彦

（１０）緊急時の対応

病状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。営業時間外でも連絡が取れる体制となっていますので御連絡ください。

（１１）その他運営に関する重要事項

御利用者が訪問看護師の変更を希望される場合にはできる限り対応しますので後記の責任者までご相談下さい。

１．従業者の勤務体制

適宜交代制

２．事故発生時の対応

家族・介護支援専門員・関連機関への報告、対応を迅速に行います。

サービスの提供にあたって御利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には当社加入保険の規程によりその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

わからない点は大小にかかわらず、担当看護師か責任者にお尋ね下さい。

３．サービス提供のキャンセル・苦情について

（１）サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日午後5時までに御連絡下さい。御連絡がない場合には金 1,000 円を担当介護支援専門員に相談・了承の上、自費請求させていただきます。

（２）サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、担当看護師か下記の責任者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。

電話番号：０７２－３３９－４５０８

責任者：小澤　靖民

【その他苦情・相談窓口について】

大阪府国民健康保険団体連合会　　介護保険課

06-6949-5418

松原市　健康部　高齢介護課

072-337-3113

大阪市　福祉局　高齢施策部　介護保険課

06-6208-8028

堺市　長寿社会部　介護保険課

072-228-7513
羽曳野市　保健福祉部　地域包括支援課
072-947-3825
藤井寺市　健康福祉部　高齢介護課
072-939-1164
八尾市　健康福祉部　高齢介護課
072-924-9360
その他、各担当市区町村窓口へご相談ください。

＜基本利用料金について＞

◎介護保険利用の方（「5 級地」１単位の単価　１０．７０円）

| （１）看護師等による訪問 | （介護） | （介護予防） |
|---|---|---|
| ①２０分未満 | 314 単位 | 303 単位 |
| ②３０分未満 | 471 単位 | 451 単位 |
| ③３０分以上　１時間未満 | 823 単位 | 794 単位 |
| ④１時間以上　１時間３０分未満 | 1,128 単位 | 1,090 単位 |

・准看護師に訪問含む場合は　所定額の 90/100

（２）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問

| | | |
|---|---|---|
| ①20 分（週６回を限度） | 294 単位 | 284 単位 |

・1 日 2 回を超えた場合は 1 回 90/100(介護)
・1 日 2 回を超えた場合は 1 回 50/100(介護予防)

・夜間・早朝の場合（１８：００－２２：００、６：００－８：００）　２５%加算
・深夜の場合　（２２：００－６：００）　５０%加算

（３）その他の加算

・初回加算 Ⅰ　初回のみ 350 単位
Ⅱ　300 単位
・特別管理加算Ⅰ・・・特別な管理を要するご利用者　月１回 500 単位
・特別管理加算Ⅱ・・・特別な管理を要するご利用者　月 1 回 250 単位
・長時間訪問看護加算・・・特別管理加算の対象者に対して、１回の時間が１時間３０分を越える訪問看護行った場合　１回　３００単位
・緊急時訪問看護加算・・・御利用者又は御家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を希望される方　月１回　600 単位
・複数名訪問加算Ⅰ・・・同時に２人の看護師が訪問を行った場合
１回（３０分未満）　２５４単位
１回（３０分以上）　４０２単位
・複数名訪問加算Ⅱ・・・同時に看護補助者が訪問を行った場合
１回（３０分未満）　２０１単位
１回（３０分以上）　３１７単位

・ターミナルケア加算　月１回　２,５００単位
など

◎医療保険利用の方（10 割負担）

・基本療養費Ⅰ　1 日　5,550 円
・精神科訪問看護基本療養費Ⅰ
　①30 分未満　4,250 円
　②30 分以上　5,550 円
・管理療養費
　②　月の初回　7,670 円
　②2 日目以降　3,000 円
・管理療養費の加算項目
　①２４時間対応体制加算　１月　6,800 円
　②特別管理加算　１月　2,500 円、5,000 円
・訪問看護情報提供料　１月　1,500 円
・訪問看護医療 DX 情報活用加算　１月　50 円
・長時間訪問看護加算　週１回　5,200 円
・複数名訪問看護加算
　①看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による同行訪問　4,500 円
　②准看護師による同行訪問　3,800 円
　②看護補助者による同行訪問　3,000 円
・緊急訪問看護加算　2,650 円
・夜間・早朝の場合（１８：００－２２：００、６：００－８：００）　2,100 円
・深夜の場合　（２２：００－６：００）　4,200 円
など

その他の費用

・死後の処置料　20,000 円
・医師の指示書　主治医へご相談ください

2025年　4月1日　施行

# 24時間対応体制

当事業所は、２４時間連絡体制にあり、計画的な訪問看護以外に、必要に応じて緊急時訪問看護を行う場合があります。その際には、２４時間体制加算として、１月につき利用料金6,800円（介護保険の方は600単位）が加算されます。

　＊利用料金のうち、各保険の個人負担割合（1～３割）が利用者の負担額となります。

〈緊急時の対応方法〉

１．まず、利用者様から事務所に電話連絡をいただきます。

　訪問看護ステーション　Cartaカルタ

　※ 9：00 ～ 18：00

　　　　０７２－３３９－４５０８

　　　　０８０－３８６３－５８７２

　※ 18：00 ～ 翌日 9：00

　　　　０８０－３８６１－５８７２

２．営業時間以外の場合、当番看護師の携帯電話にて、応答します。

３．サービス提供中に、容態に変化があった場合は、主治医・親族等へ連絡をいたします。

# 個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、利用者および利用者の家族は、訪問看護ステーションCartaが、利用者および利用者の家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

１．利用期間

訪問看護サービス提供に必要な時間及び契約期間に準じます。

２．利用目的

（１）介護保険における要介護認定または要支援認定の申請及び更新、変更

（２）利用者に関わる居宅介護サービス計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供

（３）医療、保健、福祉の各団体及び事業者との連絡調整

（４）利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要がある場合

（５）利用者の利用する介護事業所内のカンファレンス

（６）行政の開催する評価会議、サービス担当者会議

（７）その他サービス提供で必要な場合

（８）医療保険利用の場合の保険者への情報提供

（９）上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

３．使用条件

（１）個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して使用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

（２）個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

☐ 契約内容を理解しました。

☐ 重要事項説明書の説明を受けました

☐ 個人情報の取り扱いに同意します。

☐ 24 時間体制を利用します。

契約締結日　　　　　年　　　月　　　日

【利用者】

私は、以上の契約の内容について説明を受け内容を確認しました。この契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。

☐本人　　☐代理人〔関係：　　　　　〕

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　印

〔電話番号①　　　　　　　　　　・②　　　　　　　　　　　　　　〕

【緊急連絡先】

〔氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　関係：　　　　　〕

〔電話番号①　　　　　　　　　　・②　　　　　　　　　　　　　　〕

〔氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　関係：　　　　　〕

〔電話番号①　　　　　　　　　　・②　　　　　　　　　　　　　　〕

【事業者】

松原市上田４丁目 1-35

３株式会社

代表取締役　瀬尾　勝彦　　　　　印

【事業所】

松原市上田４丁目1-35
訪問看護ステーション　Carta（カルタ）
管理者　小澤　靖民

重要事項説明者　　　　　　　　　　　　　　印